

ケアライフ古里 運営規程

第1条（目的）

この規程は、エフビー介護サービス株式会社が設置運営する介護付き有料老人ホームの運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（事業の目的）

本事業は、「人生最期まで個人として尊重されること」「自己選択し自己決定できること」「安心して地域に暮らし続けること」が実現できる高齢者の住まいを提供することを目的とする。

第3条（運営の方針）

1. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
2. 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
3. 適切な介護技術をもってサービスの提供をする。
4. 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

第4条（事業所の名称等）

名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 介護付き有料老人ホーム ケアライフ古里
2. 所在地 長野県上田市古里 914 番地 6

第5条（職員の員数及び職務内容）

本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1 名（常勤、兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

- (2) 看護職員 3 名以上

看護職員は、利用者に対し健康管理を行うと共に必要な医療が受けられるよう医療機関と調整を行う。

- (3) 介護職員 19 名以上

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

- (4) 機能訓練指導員 1 名（常勤）

機能訓練指導員は、利用者のため心身の機能評価を行い、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

- (5) 生活相談員 1 名以上（常勤・専従）

生活相談員は、利用に係る調整・相談・援助を行う。

- (6) 計画作成担当者 1 名（常勤・専従）

特定施設入居者生活介護サービス計画作成を行うと共に、サービス計画管理を行う。

- (7) 事務職員 1 名

事務職員は、事務全般の業務を行う。

第 6 条（利用定員及び居室数）

利用定員は 50 名とする。居室数は 50 室とする。

第 7 条（サービスの内容）

施設サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 介護（見守り及び日常生活における支援）
- (2) 健康管理（医療相談及び医療機関との調整）
- (3) 生活相談・援助
- (4) 入浴（一般浴）介助・清拭

週 2 回までは介護保険にて提供。週 3 回以上は実費 2,750 円/回。

第 8 条（身体拘束）

1. 本事業所の職員は、介護付き有料老人ホームのサービス提供において、当該利用者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとします。
2. 緊急やむを得ず身体拘束をする場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとします。
3. 「身体拘束廃止委員会」を定期的に開催し結果の周知徹底を行うと共に、研修会等に参加させるなどして職員の自己啓発に努め、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むものとします。
4. 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

第 9 条（敷金）

1. 本事業が提供する介護付き有料老人ホームの敷金は、第 10 条中に記載されている家賃相当額の 2 ヶ月分とする。
2. 敷金の支払は、入居可能日から 14 日以内に銀行振込にて受領する。

第 10 条（利用料等）

1. 本事業が提供する介護付き有料老人ホームの利用料は次のとおりとする。

（金額は総額表示とする。）

月額利用料 187,892 円 （特別室） 267,892 円

月額利用料内訳

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 管理費 | 30,600 円 |
| (2) 食費 | 59,292 円（30 日計算） |
| (3) 家賃相当額 | 98,000 円 |

（特別室） 178,000 円

- (4) 介護保険自己負担分 自己負担割合は負担割合証に応じて 1～3 割となります。

- (5) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用は実費

2. 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振替によって指定期日までに受けるものとする。

第 11 条（入退居にあたっての留意事項）

1. 利用者は原則として要介護状態にある **65 歳以上**の者とする。
 - (1) 施設内における共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (2) 自傷他害のおそれがないこと
 - (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
2. 30 日以上予告期間をもって、事業所の定める契約解除届けを事業所に提出し、その契約解除届けに記載された予告期間満了をもってこの契約は解除されるものとする。
3. 入居後利用者の状態が変化し、本条第 1 項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
4. 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

第 12 条（秘密保持）

1. 職員は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
2. 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
3. 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

第 13 条（苦情処理）

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事業関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

第 14 条（損害賠償）

1. 利用者に対する介護サービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
2. 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。
3. 天災・事故・その他不可抗力により利用者又は身元引受人が受けた損害、災害については一切の賠償責任を負わない。

第 15 条（衛生管理）

1. 施設サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
2. 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

第 16 条（緊急時における対応策）

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

第 17 条（非常災害対策）

1. 非常災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
2. 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

第 18 条（運営懇談会）

利用者の方々の意見、要望を管理・運営に反映させ、業務を円滑に行うため、事業所と入居者から成る運営懇談会を設置する。

1. 「運営懇談会」は、管理者や利用者、利用者の家族、身元引受人、成年後見人制度に基づく後見人等により構成されます。利用者と事業所の双方の合意が成立した場合は、第三者的立場にある学識経験者、民生委員等を構成メンバーとする。
2. 開催は原則として 1 年に 1 回以上会議を開催する。ただし、定例懇談会のほか必要な場合は、臨時懇談会を随時開催するものとする。懇談会は、管理者の名において行い、進行する。
3. 議題は、施設における入居者の状況、サービス提供の状況、管理費・食費等の収支状況、利用者等の意向の確認や意見交換、ホーム本体の各会計年度の決算内容、事故の発生や苦情申出に関する対応、行政による指導監査の結果等とする。
4. 通知は、書面配布とする。
5. 議事は、記録作成し閲覧に供するとともに全利用者及び身元引受人等に配布する。議事録は 2 年間保存する。

第 19 条(虐待防止のための措置)

1. 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため次の措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止に関する責任者の選任
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
 - (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
 - (6) 虐待防止のための指針の整備
 - (7) (2)～(6)に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
2. 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者(日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

第 20 条（記録の整備）

事業者は利用者に対する有料老人ホームサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その契約終了の日から全て 5 年間保存する。

1. 利用者個別の記録に関するもの
 - (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (2) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録

2. 事業運営に関わる記録（発生後 5 年間保存する。）

- (1) 運営懇談会、会議に係る報告、評価、要望、助言等について記録
- (2) 苦情の内容等の記録
- (3) 事故の状況、及び事故に対する処置内容の記録

第 21 条（その他運営に関する留意事項）

従事者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 12 回（年間計画による）

附 則

この規程は、2008 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2014 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2019 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、2022 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、2024 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2025 年 8 月 1 日から施行する。